

—中間前金払制度について—

福井市では、平成21年度以降の工事請負契約から、中間前金払制度を導入しています。

【対象工事】

請負代金額が**200万円以上の工事**とします。

【支払要件】※市の認定が必要です。

次の要件を全て満たしていなければなりません。

1. 保証会社の保証を担保とした前払金を受けていること
2. 工期の2分の1を経過していること
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行なわれていること
4. 既に行なわれた作業に要した経費が、請負金額の2分の1以上であること

【中間前金払の請求方法】

1. 工事担当課に「工事履行報告書」添付して「認定請求書」を提出します。
2. 工事担当課は、支払要件等を確認し、「認定調書」を交付します。
3. 認定交付された「認定調書」により、公共工事前払金保証事業会社（例えば、東日本建設業保証株）と中間前払金保証契約を締結し、請求書に「保証証書」を添付し、工事担当課に中間前金払を請求してください。

【中間前金払の額】

請負金額の2割以内

※中間前金払制度が適用されない場合や年度割の制約が発生する場合がありますので、詳細については監督職員と協議してください。